

令和8年度（個人・自治会等向け）

丹波篠山市スマートエネルギー導入補助金のご案内

気候変動の主な原因となる温室効果ガスの排出削減を最大限に推進しつつ、気候変動の影響による被害を防止及び軽減した持続可能な都市の実現を目的として、スマートエネルギー設備を導入する個人、自治会、法人その他市内で活動する団体に対し、補助金を交付します。

1 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月12日（金）※予算到達次第受付終了

2 補助金交付対象者

以下の要件を満たす方。

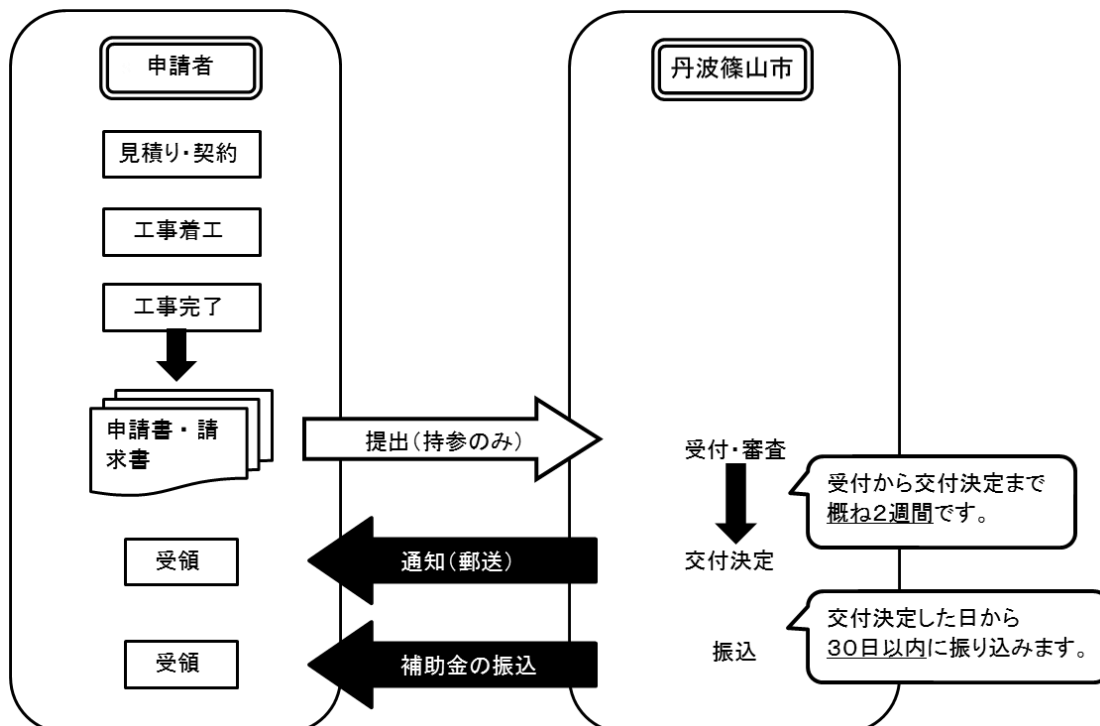
（1）個人の場合

- ① 自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅に補助対象設備を導入する方
- ② 補助金の請求時に、丹波篠山市の住民基本台帳に記録されている方
- ③ 市税（国民健康保険税含む。）の滞納がない方

（2）自治会等の団体の場合

集落の公民館等の活動拠点に補助対象設備を導入する自治会、まちづくり協議会又はこれらの派生団体として市長が認める団体

3 申請の流れ



4 補助対象項目、補助金額及び上限額（個人・自治会等向け）

補助対象項目	種類	補助金額	上限額
<u>太陽光発電システム</u>	太陽電池で発電した電力を設置場所で自ら消費するもの ※令和8年10月1日申請分より適用 太陽光発電システムと連系する次に掲げる設備を1以上有するもの ①蓄電池 ②電気自動車等 ③給湯設備(エコキュート等) ④その他※HEMS・エネファームは不可	モジュールの出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力合計値のいずれか低い方 1kW当たり1万円	5万円
<u>蓄電池</u>	蓄電池容量1kWh以上の定置用のもので、太陽光発電システムが既に設置されている建物又は新たに設置される建物に導入されるもの	蓄電池容量 1kWh当たり1万円	5万円
<u>バイオマスストーブ</u>	本体価格税込10万円以上で、建物内に据え置いて使用し、市内産の薪又はペレットを燃料として使用する薪ストーブ又はペレットストーブ	ストーブ本体の購入にかかる経費の1/2	5万円
<u>基礎充電設備</u>	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車への充電機能（放電機能を併せ持つものを含む。）を有するもので、定格充電出力が10kW以下の設備 例：コンセント型/ケーブル一体型/V2H	充電機器購入費・設置工事費相当額	5万円

※ 中古品、自作品、リース品は不可。補助金額は千円未満の端数切捨てとなります。

※ 令和8年度内に工事完了される方が対象です。令和8年3月31日以前に契約し、4月1日以降に工事完了された方も対象となります。

※ 本補助金は「丹波篠山市産業活性化支援事業補助金（住宅リフォーム助成）」と重複して受給することが可能です。ただし、「丹波篠山市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金」との併用はできませんのでご注意ください。

5 申請方法

申請用紙等は、下記で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

上記書類をすべて揃えて、窓口まで直接ご提出ください。提出前に書類内容が確認できれば郵送でも対応しますが、受付は書類の原本が到着した時点となります。

6 申請先（問い合わせ先）

丹波篠山市 環境みらい部 農村環境課 創造農村室（本庁舎2階）

〒669-2397 丹波篠山市北新町4-1

TEL：079-552-5013 FAX：079-552-0619

E-mail：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp